

■基本目標

基本目標 3

～ 人と自然に優しいまちをつくろう ～

美しい富士山、澄んだ空気、豊富な地下水など、世界に誇れる御殿場の自然を市民共有の財産として保全しつつ、快適で利便性の高い都市基盤整備を進めます。また、再資源化の促進による廃棄物の縮減や、資源の効率的な利用などによる、人と自然に優しい社会の実現を目指します。

■基本政策

3-1 環境の保全と自然との共生

富士山や箱根外輪山をはじめとする豊かな自然を保全するとともに、既存人工林の植生転換や里山の復元など新たな自然の創出に努め、市民参加による自然環境共生のまちづくりを推進します。

また、良質で豊富な地下水資源を将来にわたって維持するほか、下水道整備や[※]ビオトープの創出など、水質保全や水辺環境の保全・整備を推進します。

※ビオトープ：生き物が生存できる一定の環境条件を備えた場所のこと。

3-2 ゆとりと潤いのある市街地整備の推進

風土や健康に配慮した住宅供給の促進、多様なレクリエーションニーズに対応した公園緑地の整備と都市緑化の推進、市民参画による地域の状況に応じたきめ細かなまちづくりの推進などにより、歴史景観や街並み景観にも配慮したゆとりと潤いのある市街地整備を推進します。

3-3 歩行者と環境に配慮した交通体系の整備

円滑な交通処理や市民生活の利便性の向上を図るため、幹線道路や生活道路などの整備を推進するとともに、歩行者にも配慮した快適な道路整備を図ります。

また、バス・電車などの公共交通機関は、環境問題への意識の高まりや高齢化社会の到来などに合わせ、安定的な運行と利用の促進、利便性の確保や向上に努めます。

一方、新東名高速道路などの高規格幹線道路については、沿線の環境対策について関係機関に要請するとともに、関連道路の整備など沿線地区のまちづくりに取り組みます。

3-4 資源循環型社会の構築

廃棄物処理に関する市民や事業者の意識啓発を進め、資源と廃棄物を総合的にとらえた資源循環型社会を構築し、省資源や再資源化による資源の有効活用と廃棄物の減量を図ります。

3-5 情報化社会の構築

情報通信分野の著しい発展が、情報伝達の広域化や高速化につながり、市民生活の利便性を向上させています。

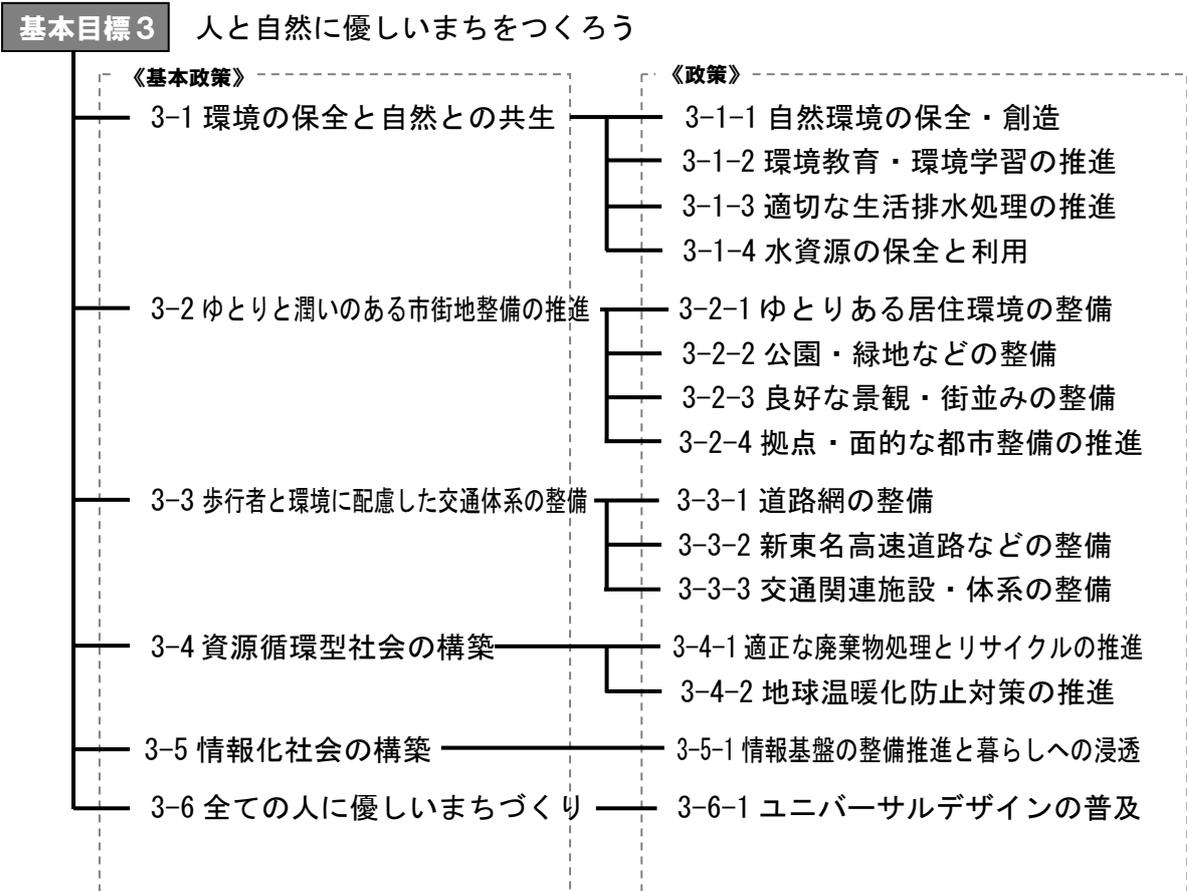
情報化社会に対応した基盤整備の推進と、情報通信の暮らしへの浸透を図り、便利で快適な市民生活の実現に努めます。

3-6 全ての人に優しいまちづくり

全ての人々が障壁を感じることなく快適な生活を送れる[※]ユニバーサルデザインの理念の普及及び定着を推進します。

※ユニバーサルデザイン：ハンディのある人、ない人、すべての人にとって暮らしやすいまちづくり、物づくりを行っていかこうとする考え方。

■政策の体系



3-1-1 自然環境の保全・創造

■現状と課題

本市を囲む富士山と箱根外輪山の緑豊かな自然は、重要な地域資源の一つであり、さわやかな高原都市を形成するとともに、市民生活に潤いと安らぎを与えています。

しかし、一方では、森林や河川のほか、田畑、水路、湧水池などでの、多様な動植物の生態系が破壊され、潤いのある環境は徐々に失われつつあります。そのため、こうした身近な自然環境が貴重な資源であることを私たち一人ひとりが再認識し、将来にわたってその保全に努めるとともに、失われた自然を再生していくことが求められています。

[関連計画] ・御殿場市環境基本計画 ・御殿場市都市計画マスタープラン

■政策の目標

○自然環境を可能な限り保全するとともに、失われた自然の再生に努めます。

■施策

(1) 森林の保全・創造 {3111}

富士山や箱根外輪山の森林をはじめ、市街地の林、鎮守の森などの保全に努めることにより、緑地の維持とともに良好な景観形成を図ります。

また、針葉樹から広葉樹への樹種転換などにより自然林の再生を進めます。

(2) 水辺環境の保全・創造 {3112}

河川や水路、湧水池などの保全に努めるとともに、多様な生物の生息できる親水空間を整備し、良好な水辺環境づくりを進めます。

(3) 農地などの保全 {3113}

農地は食料生産のほか、気象の変化を穏やかにするなど、環境を守る機能があるため、その荒廃を防止するよう努めます。

(4) 生物の多様性の確保 {3114}

生息・生育数が少ない貴重な動植物を保護するとともに、多様な生物が生息できる環境の確保に努めます。

(5) 環境団体などの環境保全活動の促進〔3115〕

自然保護団体などの活動を支援し、市民との協働による環境保全活動を促進します。

(6) 野生鳥獣の適正な保護管理〔3116〕

鹿などによる食害など、農林産物への被害防止策として、個体数の適正な保護管理に努めます。

3-1-2 環境教育・環境学習の推進

■現状と課題

環境問題は、地域環境だけでなく、地球温暖化をはじめとした地球規模へと広がってきています。また、今日の環境問題は、事業活動や日常生活に起因するところが多く、市民及び事業者すべての人が自然との共生について理解を深めるとともに、適切な役割分担のもとに環境負荷低減のための活動をすることが求められています。このため、環境教育・環境学習に対する重要性は、ますます高くなっています。

〔関連計画〕 ・ 御殿場市環境基本計画 ・ 御殿場市地域省エネルギービジョン

●環境教育等参加状況

(人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
自然観察会	37	47	57	54	59
富士山自然誌 リレーセミナー	99	61	69	130	72
アースキッズ	-	-	-	14	202
こども環境会議	109	164	185	172	189
富士山豆博士	-	-	-	945	884

出所：環境課

●乙女森林公園利用状況

(人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者数	13,250	14,106	13,991	17,367	17,489

出所：農林課

■政策の目標

- 多くの市民が環境問題に関して理解を深めるための環境教育・環境学習を進めます。
- 環境負荷低減のための実践活動の推進に努めます。

■施策

(1) 自然とのふれあいの場の提供 〔3121〕

親水空間や森林公園など市民が身近に自然に親しむ空間の整備を進めるとともに、自然観察会を開催するなど、自然とのふれあいの場の提供に努めます。

(2) 環境教育・環境学習の充実 〔3122〕

市民の環境問題への関心や意識を高めるため、環境に関する講座・教室などの開催による環境学習の場を設けるとともに、学校における環境教育の充実を図ります。併せて自然環境の監視や管理活動への市民参加を促進し、地域と協働した環境保全の啓発に努めます。

また、自然環境に関する学習施設の充実を図るため、県が計画している自然系博物館の誘致に努めます。

(3) 環境に関する情報の提供 〔3123〕

御殿場の自然環境や生活の中での環境負荷低減のための実践活動について、市広報紙、市ホームページ、マスメディアなどの広報手段を使用した適切な情報提供に努めます。

3-1-3 適切な生活排水処理の推進

■現状と課題

公共下水道をはじめとする生活排水処理推進事業は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域における水質の改善に寄与してきましたが、依然として※汚水処理人口普及率は全国平均を下回り、生活排水処理施設の整備・強化が求められています。今後の整備については、地域の特性に適した経済的かつ効率的な処理方式が強く求められています。このため、新たな農業集落排水事業については、経済的かつ機能が向上している合併浄化槽への変更が必要となります。また、処理量の増大に伴い、水処理施設の拡充も必要となっています。

※汚水処理人口普及率：(公共下水道、農業集落排、コミプラ、浄化処理槽の処理人口) ÷ 総人口 × 100

[関連計画] ・ 御殿場市生活排水処理基本計画 ・ 御殿場市公共下水道事業計画

●汚水処理人口普及率

(単位:人)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公共下水道人口	21,171	21,600	22,248	22,940	24,121
農業集落排水人口	0	0	1,256	1,318	1,318
コミュニティ・プラント人口	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
合併処理浄化槽人口	10,997	12,167	13,338	14,508	15,678
計(A)	33,868	35,467	38,542	40,466	42,817
行政区域内人口(B)	84,001	84,564	85,194	86,141	86,788
御殿場市汚水処理人口普及率(%) (A÷B×100)	40.3	41.9	45.2	47.0	49.3
全国平均汚水処理人口普及率(%)	77.7	79.4	80.9	82.4	83.7

出所:環境課

■政策の目標

○公共下水道の整備率や合併処理浄化槽などの普及率を高め、河川の水質保全・浄化に努めます。

■施策

(1) 公共下水道の整備 {3131}

公共下水道の整備を計画的に推進します。

また、広報活動などにより加入率の向上に努め、快適な生活環境の確保に努めます。

(2) 合併処理浄化槽などの整備の促進〔3132〕

公共下水道計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽などの設置を促進し、適切な維持管理を進め、生活環境の保全を図ります。

(3) 衛生センターの整備〔3133〕

合併処理浄化槽の普及による浄化槽汚泥の増加に加え、施設の老朽化に対応するため、将来必要となる処理量に応じた衛生センターの整備・更新を推進します。

(4) 汚泥の再資源化の推進〔3134〕

浄化センター、衛生センターから生じる汚泥の処理については、地球環境負荷の低減に努めるとともに、資源の有効活用を図るため再資源化を推進します。

3-1-4 水資源の保全と利用

■現状と課題

本市の水資源は大半が富士山及び富士山麓への降雨、降雪による地下水に依存しています。今後、用水の需要や水質に対する要求に対応できるよう、水資源の有効活用を図るとともに、揚水量と地下水位の推移について実態把握を継続し、地下水の適正採取と保全を図る必要があります。また、限られた水資源を大切に利用していくため、多くの市民の節水意識を高めるとともに、安全な水道水の安定供給が求められています。

一方、生活排水などによる河川の汚濁や化学物質による地下水汚染も懸念され、水資源の保全が必要となっています。

- [関連計画] ・御殿場市水道ビジョン ・御殿場市上水道事業経営変更
 ・御殿場市環境基本計画

●地下水揚水量 (m³/日)

区 分	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成18年度
生活用水	38,554	39,621	35,520	35,661	35,119
工業用水	21,448	20,298	16,094	16,851	16,041
合 計	60,002	59,919	51,614	52,512	51,160

出所：静岡県地下水調査報告書

●上水道事業給水状況 (m³/年)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
工業用水道	1,086,158	1,107,958	1,056,774	947,765	913,189
簡易水道	304,833	300,547	309,152	299,733	305,149
上 水 道	10,251,587	10,378,407	10,535,379	10,355,125	10,508,425
合 計	11,642,578	11,786,912	11,901,305	11,602,623	11,726,763

出所：水道業務課・水道工務課

■政策の目標

○地下水のかん養や保全及び適正な採取により、用水の安全かつ安定的な供給に努めます。

■施策

(1) 水循環システムの維持・保全の推進 [3141]

良質な地下水を保全するため、森林の適正間伐、水源かん養林の保全、農地の荒廃防止など、森林、農地の持つ地下水かん養機能の維持・保全対策を推進します。

また、開発にあたっては、雨水浸透工法の採用、雨水浸透施設の導入など、水源かん養対策を推進するとともに、限りある水資源を大切に、有効に使用するための節水意識の啓発に努めます。

(2) 水源の安全な水質の確保〔3142〕

水資源の安全な水質を確保するため、事業所などへの継続的な指導を行い、事故の発生防止などに努めるとともに水源や地下水の定期的な監視・測定を実施します。

(3) 地下水の効率的利用の推進〔3143〕

生活用水、工業用水とともに、節水や再利用の向上に努める意識の定着に向けた啓発活動を展開します。また、安定的で適正な地下水の利用を図るため、採取量や地下水位の継続的な監視に努めます。

(4) 水道水の安定供給システムの整備〔3144〕

安全でおいしい水道水を安定して供給するため、水質の監視と保全に努めるとともに、水源を維持し、水道施設を計画的に整備します。また、災害に備え、水道施設の耐震化などを推進します。

3-2-1 ゆとりある居住環境の整備

■現状と課題

本市では、住宅の建築や住宅団地の開発などに関する様々な施策を進めています。

住宅に対する需要は、量的な確保から、質的な水準の向上や多様な選択肢の提供へと変化しており、生活スタイルに応じた住宅、容易に改築や住み替えのできる制度や建築などが求められています。

また、豊かな居住環境の中で暮らすためには、個々の住宅内だけでなく、複数の住宅が集合したまちづくりとして、良好な環境を整えることが必要になります。

[関連計画] ・御殿場市住宅マスタープラン

●市営住宅戸数

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
市営住宅率(%)	3	2.8	2.8	2.7	2.8
市営住宅戸数(戸)	887	864	864	865	897

出所：建築住宅課

■政策の目標

- 住宅及び周辺の居住環境の改善に努めます。
- 住宅に関する情報を収集し、適切な情報提供を行います。

■施策

(1) 風土に合った^{*}御殿場型住宅の普及 [3211]

地場産材を活用した住宅づくりを進めるとともに、気候・風土に適合した^{*}御殿場型住宅の普及を図ります。

^{*}御殿場型住宅：御殿場市の特性にあった良質な住宅を指し、寒冷対策、環境共生など5つの対応、対策を設計指針として取り入れた住宅をいう。

(2) 適正な住宅建設の誘導 [3212]

ゆとりある住宅づくりへの誘導、生活便利施設の整備の推進、不適格建築物の移転・改築の誘導を図ります。また、アスベスト、シックハウス症候群への対応を進めます。

(3) 豊かな住環境の整備 [3213]

多世代に対応できる住まいづくりや、狭隘^{きょうあい}道路の解消、周辺と調和された緑豊かな住環境をつくり、地区計画、建築協定、緑地協定の推進に努めます。

(4) 市営住宅の整備 [3214]

健康で文化的な生活を送ることができる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者、高齢者、障害のある人などに対して低廉な家賃で提供します。

3-2-2 公園・緑地などの整備

■現状と課題

市民生活にゆとりと潤いを与える公園や緑地は、良好な都市環境を実現するためには不可欠です。市民が、憩い・安らぎ・遊べる場として、また災害時の避難場所や自然環境の保全、健康増進など多目的に利用される都市公園の整備が望まれています。

[関連計画] ・御殿場市緑の基本計画

●公園面積（一人当たり公園面積）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
都市公園面積(ha)	21.49	21.49	26.92	28.17	28.17
一人当たり公園面積(m ²)	2.56	2.52	3.16	3.27	3.25
〃 全国平均(m ²)	8.70	8.89	9.10	9.30	—

出所：市街地整備課

●緑化推進事業の状況（生垣設置奨励事業）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
生垣(件数)	28	32	29	25	28
延長(m)	372	502	437	495	417

出所：市街地整備課

■政策の目標

○公園や緑地を市民・団体と協働しながら整備し、良好な都市環境の確保に努めます。

■施策

(1) 公園・緑地・広場の整備 [3221]

市民が日常生活の中で、憩い・安らぎ・遊べる場として、市民の意見を反映させた都市公園や緑地の整備を推進します。潤いのある居住空間の形成を図るため、住宅地における緑地・広場の整備に努めます。また、市民協働による公園などの管理を推進し、親しみのある場所づくりに努めます。

(2) 市街地・施設における緑地の保全と緑化 〔3222〕

社寺林、農地、民有地の樹林地などの緑地の保全を図り、潤いのある生活空間の形成を図るため街路や河川、公共施設などの緑化を推進します。また、工業地域においても、景観融和、環境保全のため工場緑化を推進します。

(3) 緑化活動の推進 〔3223〕

生垣の奨励、種子・球根・苗木の配布などにより、民有地の緑化を支援するとともに、緑化重点地域、緑化推進モデル地区などにより市民の緑化推進活動を促進します。また、緑の募金事業、緑化フェアなど普及啓発事業を実施するとともに、緑化推進団体の育成に努めます。

3-2-3 良好な景観・街並みの整備

■現状と課題

本市では、景観行政の推進を図るうえで都市景観形成ガイドプランなどに基づき、良好な景観づくりを進めています。

今後、商店街や道路沿線などにおいて、富士山や自然と調和した景観の形成を図るため、御殿場らしい良好な街並みを保全する必要があります。

[関連計画]・御殿場市都市景観形成ガイドプラン ・御殿場市サイン計画

■政策の目標

○富士山や自然を生かした景観を形成し、御殿場らしい美しい街並みの整備に努めます。

■施策

(1) 景観法に基づく景観行政の推進 [3231]

地域の特色に応じた極めの細かな規制と誘導方策を活用するため、景観計画などの制定について調査・研究を進めます。

(2) 富士山や自然を生かした景観整備 [3232]

富士山を借景とした市街地景観、田園景観及び森林や水辺などの自然を生かしたビューポイントの整備を進めます。

また、工業地域においては、周辺環境との調和を図り、緩衝緑地の設置などにより景観形成の向上に努めます。

(3) 御殿場らしさの景観の保全 [3233]

御殿場市の景観のシンボルである富士山や箱根山系の自然と調和する良好な街並み環境を保全・創出するため、地域に適応した地区計画の導入や、景観に配慮した建築物の高さ制限、大規模建築物の景観誘導などの導入を進めます。

(4) 統一的なサインの整備 [3234]

機能的で既存施設との調和のとれたサイン整備を進めます。また、屋外広告物条例に基づいた適切な指導、誘導に努めます。

(5) 歴史的資源の活用による地区整備 [3235]

点在する歴史・文化資源の活用やこれと調和した周辺整備を行うなど、地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。

3-2-4 拠点・面的な都市整備の推進

■現状と課題

全国的に中心市街地の活性化が重要な課題となっているなか、本市でもJR御殿場駅周辺の活性化のための整備計画を策定し、道路整備などを進めていますが、都市機能を十分に生かせるまでに至っていません。そのため、駅の利便性を生かした都市空間の創出が課題となっています。

また、新東名高速道路とそのインターチェンジの整備を踏まえ、その周辺を新たな拠点として位置づけた拠点的都市整備の検討を進める必要があります。

[関連計画]・御殿場市都市計画マスタープラン・御殿場市中心市街地活性化基本計画
・御殿場市地籍調査事業10ヵ年計画

■政策の目標

- 市内の拠点的・面的な都市整備を進め、市街地の整序と地域の活性化を図ります。
- まちづくり事業の円滑化に資するため、地籍調査事業を推進します。

■施策

(1) 中心市街地の都市基盤整備 [3241]

JR御殿場駅周辺における利便性の高い生活拠点の形成、中心市街地としてのにぎわいの創出に向け、駅前広場の充実と、安全・安心な歩行空間を含めた都市施設について、地域が一体となった整備を進めます。

(2) 新東名高速道路を生かしたまちづくりの推進 [3242]

新東名高速道路インターチェンジ周辺を新たな拠点として位置づけ、人・物・情報を受け止める都市機能の整序を基本とした活力あるまちの創出に努めるとともに、関連するアクセス道などの整備により、各拠点間を結ぶネットワークの構築に努めます。

また、新東名高速道路の供用による交通の優位性を生かし、新たな工業用地の創出により、工業・物流などの産業の誘導を図ります。

(3) 都市機能における拠点整備の推進 [3243]

地域コミュニティ拠点やスポーツ・レクリエーション拠点などの広域的な拠点の充実と連携により、地域の個性あるまちづくりを進めます。

(4) 各地区住民のまちづくりへの参画促進〔3244〕

地区住民のまちづくりへの参画を図り、都市計画マスタープランの地域別構想を基本にしたまちづくりを展開します。

(5) 地籍調査事業の推進〔3245〕

土地情報の明確化、公共事業の円滑化、土地トラブルの解消を図るため、土地所有者の理解と協力を得ながら計画的に*地籍調査を進めます。

※地籍調査：一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目、境界、面積を調査し、測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること。

3-3-1 道路網の整備

■現状と課題

本市は、東名自動車道や国道 246 号、138 号など、幹線道路が集中しているため交通量が多く、また、生活・産業・観光など目的の異なる交通が重なり、渋滞や沿道環境の悪化、交通事故などの問題を招いています。市民にとって利便性が高く、かつ安全な交通環境を整備することが求められています。

新東名高速道路は、平成 32 年度までに供用開始することを目標に事業が進められていることから、供用開始に合わせて、関連する幹線道路の整備を促進するとともに、地域活性化策を含め、市内全体の円滑な交通ネットワークを計画したうえで、効率的・効果的な道路網を整備することが課題となっています。

●道路の状況

平成20年4月1日現在

	路線数(路線)	実延長(m)	舗装道(m)	砂利道(m)	舗装率(%)
国道	3	35,205	35,205	0	100.0
県道	12	84,165	70,158	14,007	83.4
市道	3,281	782,533	437,993	344,540	56.0
計	3,296	901,903	543,356	358,547	60.2

出所:都市計画課

●市道幹線道路の歩道設置状況

平成20年4月1日現在

	実延長(m)	歩道延長(m)	歩道設置率(%)
1級幹線	73,734	27,349	37.1
2級幹線	90,155	11,223	12.4
計	163,889	38,572	23.5

出所:都市計画課

■政策の目標

○安全・安心な道づくりと効率的・効果的な道路網の整備を推進します。

■施策

(1) 幹線道路網の整備 [3311]

都市計画道路を主体とした国道・県道も含めた幹線道路については、早期整備の必要性を検証するとともに、ネットワークの形成を図る観点から、国道 138・469 号、県道 沼津小山線・御殿場停車場線の整備促進を要請し、併せて新東名高速道路関連の道路整備や団地間連絡道路、中心市街地などの地域活性化策の推進など、交通需要や活性化策に応じた道路整備を推進します。

なお、整備にあたっては道路緑化を積極的に進め、景観に配慮した潤いのある道路整備を推進します。

(2) 安全な自転車・歩行空間の整備 [3312]

駅周辺や学校周辺などにおいて、ユニバーサルデザインによる整備を促進し、縁石やカラー舗装などによる歩車分離を進めるとともに、交通規制なども含め、高齢者や通学児童にも優しい自転車・歩行者空間の整備を推進します。

(3) 狭隘^{きょうあい}道路の整備 [3313]

住宅密集地における道路の改良整備を進めるとともに、改良の計画がない砂利道については舗装化を積極的に推進します。

3-3-2 新東名高速道路などの整備

■現状と課題

本市を縦断する新東名高速道路は、(仮称)御殿場ジャンクション以西の区間は、平成 24 年度、それ以後は、平成 32 年度の供用開始に向けて、事業が進められています。

この事業により、新たに御殿場インターチェンジが開設されることから、関連アクセス道路などの整備及び地域分断における対策が求められています。

■政策の目標

○新東名高速道路の整備事業を支援するとともに、新御殿場インターチェンジへのアクセス道路の整備を図り、併せて新東名高速道路高架下の利用を検討し、整備、促進に努めます。

■施策

(1) 新東名高速道路などの促進 〔3321〕

新東名高速道路の計画的な整備が図られるよう、関係機関に働きかけるとともに、側道の整備を図ります。

(2) 地権者などへの支援 〔3322〕

新東名高速道路などの用地提供者の生活の再建に対し、代替地登録制度の充実・活用とともに、総合的な対策を実施します。

(3) アクセス道路などの整備 〔3323〕

新御殿場インターチェンジへのアクセス道路となる、国道 138 号バイパスなどの整備を促進するとともに、都市計画道路などの整備を実施します。

また、現東名へのスマートインターチェンジの導入についても検討を行います。

(4) 新東名高速道路高架下用地の利用 〔3324〕

周辺住民などの生活及び環境整備のために、高架下用地の有効利用を積極的に働きかけていきます。

3-3-3 交通関連施設・体系の整備

■現状と課題

公共交通拠点であるJR御殿場駅富士山口における駅前広場の整備は進んでいますが、箱根乙女口については十分な整備がなされておりません。大型イベントでの交通輸送の増加や、大型集客施設などへのシャトルバスの運行、首都圏への高速バスのターミナルとして利用が増加している状況をみると、混雑解消や歩行者保護のための整備が必要となっています。

また、高齢社会や環境への意識の高まりを背景として、公共交通機関の果たすべき役割は大きくなっています。しかし、マイカーの普及などにより路線バスは利用者が恒常的に減少し、行政からの支援がなければ維持存続できない路線も増えています。

そのため、バス交通をはじめとする公共交通機能の維持・改善など、地域の実情に合わせた生活交通の確保対策が大きな課題となっています。

■政策の目標

- 交通動線や歩行者に配慮し、駅周辺の整備を進めます。
- 交通結節点の利便性の向上と公共交通機能の維持・改善に努めます。

■施策

(1) 交通結節点の利便性向上 [3331]

駅前広場の整備、駅周辺の道路整備、自転車駐車場の整備を進め、鉄道と歩行者、自転車、自家用車及びバスなどの異なる交通手段が相互に連絡する交通結節点における利便性の向上に努めます。

(2) 歩行者への配慮、ユニバーサルデザイン化 [3332]

交通結節点である駅及び周辺部において、歩行者に配慮した交通体系となるよう交通動線を見直すとともに、施設のユニバーサルデザイン化を進め、高齢者・障害のある人など全ての人が移動しやすい環境整備を図ります。

(3) 鉄道輸送の充実 [3333]

市民や、来訪者の利便性を高めるため、また首都圏も含めた通勤・通学手段としての利用の促進を図るため、JR東海や小田急電鉄など関係機関に対して運行本数増加の要請を行います。

(4) バス輸送の充実 [3334]

高齢者・障害のある人などのいわゆる交通弱者の移動手段を確保し、環境負荷の低減を図るため、バス利用を促進するとともに、交通事業者と協力して、利便性のよい路線網の確保、低床バスなどの導入、停車施設の整備などに努めます。

(5) 生活交通のあり方についての検討 [3335]

路線バスを基幹としつつ、中小型車両によるコミュニティバス、デマンド交通、乗合タクシー、NPOによる有償運送など、多様な運行形態を組み合わせることによる効率的な輸送サービスを確保するため、地域の実情に合わせた生活交通のあり方についての検討を行います。

(6) 道路利用者へのサービス施設の整備 [3336]

国道138号利用者の利便性向上や来訪者への観光案内拠点としての活用を図るため、駐車場やトイレなどを有する施設の整備を進めます。

(7) *交通需要マネジメントについての研究 [3337]

交通需要や発生量の把握・分析を行い、交通・観光情報の提供、公共交通機関との連携などにより、観光など広域的な交通の円滑の誘導、市内の交通混雑の抑制に資する交通需要マネジメントについて実証実験も含めた研究に努めます。

※交通需要マネジメント：車の利用の仕方や生活の工夫により、生活に支障の出ないように交通需要を抑制する方向性での道路の交通需要に関する管理。相乗り、パーク・アンド・ライドなど。

3-4-1 適正な廃棄物処理とリサイクルの推進

■現状と課題

循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル法が制定されるなど、廃棄物の排出抑制、資源化の推進、適正処理などの資源循環型社会に向けた取り組みが一層重要となってきています。

本市でも、ごみ排出量が増加傾向にあるなか、3Rの推進によるごみの排出量の削減を図る必要があります。

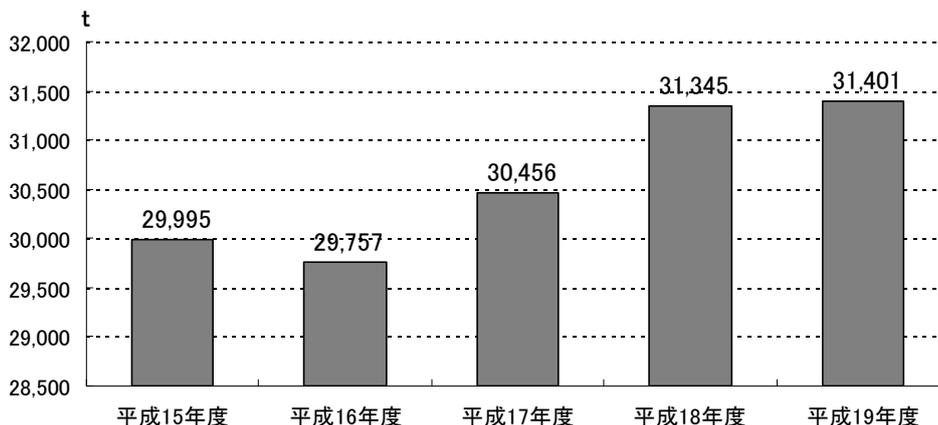
また、不法投棄の防止や廃棄物の適正な処理の推進、新たなごみ処理施設の整備は重要かつ緊急の課題となっています。

[関連計画] ・御殿場市一般廃棄物処理基本計画 ・ごみ処理総合施設整備計画

●ごみ発生量

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
可燃ごみ	22,932	22,753	23,415	24,331	24,692
不燃ごみ	1,064	886	837	839	806
粗大ごみ	829	873	853	889	872
資源ごみ(A)	5,140	5,216	5,316	5,253	5,004
有害ごみ(廃乾電池)	30	29	35	33	27
計(B)	29,995	29,757	30,456	31,345	31,401
資源化率(A÷B×100)	17.1%	17.5%	17.5%	16.8%	15.9%

出所:環境課



■政策の目標

- 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R（スリーアール）の推進を図り、循環型社会を目指します。
- 廃棄物処理システムの構築と総合ごみ処理施設の整備を推進します。

■施策

(1) 廃棄物の発生抑制 [3411]

市民、事業者の協力を得て、包装の簡素化や買い物袋持参などの実践活動を啓発・促進し、廃棄物の発生の抑制（リデュース）に努めます。

(2) 再使用の促進による廃棄物の減量 [3412]

電気製品や家庭用品などの修理を奨励するとともに、修理技術者の育成に努め、日常生活にあふれる様々な物の再使用（リユース）を促進します。

(3) リサイクル（再生利用）の推進 [3413]

市民の日常生活レベルでのリサイクルをより推進するため、分別収集の徹底、再資源化の推奨、リサイクル品の使用の奨励に努めます。また、リサイクル活動を進めるため、NPO法人などのリサイクル団体の活動を支援するとともに、婦人団体・福祉団体などの資源回収事業の推進に努めます。

(4) 適切な廃棄物分別・処理方式の確立 [3414]

廃棄物の分別、減量化の推進など、効率的かつ適切な廃棄物分別・処理方式について、小山町との統一化を図るとともに、市民、事業者、廃棄物処理業者への周知に努めます。また、生ごみ堆肥化など、廃棄物処理事業への民間活力の活用を進め、より弾力的な事業運営を図ります。

(5) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備 [3415]

可燃ごみ処理施設、再資源化施設及びリサイクル活動の拠点施設など、資源循環型社会に配慮したごみ処理総合施設の整備を、小山町と広域的に進めます。

(6) 資源循環型社会の意識啓発・普及・教育 [3416]

資源循環型社会の構築について、学校教育の段階からの意識付けを図ります。また、市民意識を啓発し、実践活動を促進します。

(7) 不法投棄の防止 [3417]

廃棄物の不法投棄や有害物質を含む土砂の埋め立てなどの根絶のため、市民及び関係機関と連携し、監視体制の強化、指導の強化に努めます。

3-4-2 地球温暖化防止対策の推進

■現状と課題

自然環境を大切にすまちとして、温室効果ガスの排出量削減などの地球温暖化に対して、市民・事業者・行政が一体となった積極的な取り組みが求められています。

また、太陽光や太陽熱などの地球環境にやさしい自然エネルギーの利用や高効率給湯器などの省エネ機器の普及など、日常生活レベルでエネルギー消費量を抑制することが必要となっています。

- [関連計画] ・御殿場市環境基本計画 ・御殿場市地域省エネルギービジョン
 ・御殿場市地球温暖化対策実行計画

●太陽光発電・太陽熱利用システム設置補助状況

区 分	平成18年度	平成19年度
太陽光発電(基)	77	56
太陽光発電出力数(kw)	277	198.3
太陽熱利用(基)	14	8

出所:環境課

■政策の目標

- 市民生活や事業活動における資源やエネルギー消費量の抑制を推進します。
- 環境負荷の小さいエネルギーや新しいエネルギーの利用を推進します。

■施策

(1) 家庭でのエコライフの推進 [3421]

省エネが実感できる手法への取組み提案や、実践されていない省エネ行動の周知を図るとともに、太陽光発電や省エネ機器などの導入に対する補助制度の充実を図ります。

(2) 子どもへの省エネ教育の推進 [3422]

未来を担う子どもたちが、家庭や地域の環境リーダーとなって地球温暖化防止対策が実践できるように、子どもへの省エネ教育を推進します。

(3) 事業者への省エネ対策の推進 [3423]

省エネに関する導入事例、国の支援策などの情報提供を行うとともに、環境マネジメントシステム導入の支援などを通じ、事業者への省エネ意識や取り組みの推進を図ります。

(4) エコドライブの推進 [3424]

車に頼りがちな毎日の生活を見直すとともに、燃費が良くなる運転技術の普及や低燃費・低公害車導入についての啓発、アイドリングストップ装置の導入支援などエコドライブの推進に努めます。

(5) 公共施設の省エネ対策の推進 [3425]

職員の省エネ率先行動とともに、エネルギー消費が多い施設への省エネ化事業、新施設建設時の省エネに対する配慮など、公共施設へ率先的に省エネの導入を推進し、エネルギー消費の実質的削減と市民・事業者への啓発に努めます。

(6) 新エネルギーなどの導入推進 [3426]

太陽光・太陽熱をはじめとした自然エネルギーや廃棄物の焼却による発電などの新エネルギーの導入を推進します。

3-5-1 情報基盤の整備推進と暮らしへの浸透

■現状と課題

国は、2010年に向け、いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる社会、いわゆるユビキタスネットワーク社会の実現を目指し、*u-Japan政策を積極的に推進しています。

一般的なユビキタスネットワークへの入り口でもあるインターネットの利用が全国的に急速に拡大し、市内でも光ケーブルによる事業が開始され、すでに一部地域では、超高速で安定したサービスを利用することができます。ただし、地域の違いによりサービスを享受できないなど、地域間で提供されるサービスの利用環境に差が出ています。

また、国の資料によると、携帯やPHSなどのモバイル端末からインターネットを利用している件数が、パソコンからのインターネットを利用している件数を追い抜いています。どこにでも持ち運べる携帯電話はユビキタスネットワークへの手軽な入り口として最適であり、今後、当市においても携帯電話などの携帯端末の利用を中心とした電子申請の利用ニーズが拡大していくことが考えられます。

一方、情報化が急速に進展する中で、情報技術(IT)を使いこなせる人とそうでない人の間に大きな格差が生じています。インターネットや携帯電話などの新しいコミュニケーション手段を悪用した事件も多く発生し、大きな社会問題になっています。

※ u-Japan 政策 (ユビキタスネットワーク-ジャパン政策) : 「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」 ネットワークに簡単につながるといふユビキタスネットワーク社会を実現するために、国が提示した政策。

■政策の目標

- 超高速で安定したサービスをどこでも利用できるように、環境の整備に努めます。
- 市民が多様な媒体を使って情報サービスの利用ができるよう推進します。
- 情報システムを安全に利用できるよう、市民のインターネット利用に対するセキュリティなどの意識の向上に努めます。

■施策

(1) 市内地域格差のない高速ネットワークの整備 [3511]

どの地域でも、市民や企業が多様で高速かつ安全なネットワークが利用できるよう、国・県と共に通信事業者に対して高速ネットワークの整備の実施を働きかけます。

(2) 電子サービスの拡充 〔3512〕

施設予約などの電子申請や地図情報の公開など、情報技術を利用した市民サービスの充実を図ります。また、電子証明書や暗号化による最新技術の採用を検討し、安全でセキュリティの高い個人情報の取り扱いを行うよう万全を期します。

(3) 情報知識の習得 〔3513〕

情報機器の取り扱いやインターネットのモラルを身近で学べる機会と場を提供する環境づくりを進め、市民の情報知識の向上に努めます。

3-6-1 ユニバーサルデザインの普及

■現状と課題

年齢・性別・障害の度合いにかかわらずだれもが利用できる製品や環境を創造するというユニバーサルデザインの理念を「ものづくり」や「まちづくり」などあらゆる場面に普及していくことが求められています。

■政策の目標

○全ての人々が自由に活動でき、生活できる社会をつくるため、*ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進、理念の普及に努めます。

*ユニバーサルデザインとバリアフリー：バリアフリーは障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

■施策

（1）ユニバーサルデザインの意識啓発 〔3611〕

ユニバーサルデザインの理念が普及するよう、キャンペーンなどによる意識啓発に努めます。また、学校におけるユニバーサルデザイン教育の充実を図ります。

（2）利用しやすい公共空間・集客施設の整備 〔3612〕

公共交通施設や公共施設の整備に、ユニバーサルデザインとバリアフリーの考え方を取り入れ、全ての人々が利用しやすい環境整備を推進するとともに、集客施設など民間施設についても積極的な支援を行います。

市内で行われる主要イベントにおいても、ユニバーサルデザインを取り入れた会場作りや運営を行います。

（3）暮らしやすい住宅の整備 〔3613〕

ユニバーサルデザインを取り入れた市営住宅の整備を進めるとともに、一般住宅についても、暮らしやすい住宅の建設を促進します。

